

## 特定非営利活動促進法施行条例

### 特定非営利活動促進法施行条例

平成10年10月16日条例第26号

改正 平成15年 3月31日条例第 6号	平成18年 3月31日条例第12号
平成20年10月24日条例第34号	平成20年12月26日条例第42号
平成24年 3月30日条例第15号	平成28年12月28日条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、同項各号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、同条第1項に規定する申請書又は添付書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

4 法第10条第3項の規定により補正する場合は、補正後の申請書又は書類を添付した規則で定める補正書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年条例6号・24年15号〕

(設立登記の届出)

第3条 法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。

(社員総会の議事録)

第3条の2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

全部改正〔平成24年条例15号〕

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第5条 法第25条第4項の申請書の様式は、規則で定める。

2 第2条第3項及び第4項の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(定款の変更の届出)

第6条 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までに行わなければならない。

一部改正〔平成15年条例6号・24年15号〕

(事業報告書等の公開)

第8条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(成功の不能による解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、同条第3項の書面を添付した規則で定める申請書を知事に提出して行わなければならない。

(解散の届出等)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

一部改正〔平成20年条例34号・24年15号〕

(残余財産の譲渡の認証申請)

第11条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第12条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

一部改正〔平成20年条例34号・24年15号〕

(合併の認証申請)

第13条 法第34条第4項の申請書の様式は、規則で定める。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第14条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かななければならない。

一部改正〔平成24年条例15号〕

(合併登記の届出)

第15条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。

(検査の際の身分証明書)

第16条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書の様式は、規則で定める。

(認定の申請)

第17条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項各号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成24年条例15号〕

(認定の有効期間の更新申請)

第18条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、同条第5項の規定において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

追加〔平成24年条例15号〕

(認定特定非営利活動法人の定款の変更)

第19条 第4条、第6条及び第7条の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（次項及び第21条第3項において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 法第52条第2項の規定により、非所轄法人が同項に掲げる書類の提出をするときは、当該書類を添付した規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成24年条例15号〕

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第20条 法第53条第1項の規定による届出書の様式は、規則で定める。

追加〔平成24年条例15号〕

(役員報酬規程等の提出)

第21条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までに、同項に掲げる書類（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を添付した規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

3 前2項の規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合に適用する。

追加〔平成24年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例59号〕

(役員報酬規程等の公開)

第22条 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

追加〔平成24年条例15号〕

(特例認定の申請)

第23条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成24年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例59号〕

(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 第19条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第19条第2項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第20条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の書類の提出について、第21条第2項の規定は法第62

条において準用する法第55条第2項の書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧又は謄写について、それぞれ準用する。

追加〔平成24年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例59号〕

(合併の認定の申請)

第25条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第13条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成24年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例59号〕

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第26条 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

追加〔平成18年条例12号〕、一部改正〔平成24年条例15号〕

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成18年条例12号・24年15号〕

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第6号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年12月28日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。

次項において「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定特定非営利活動法人等による海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、改正後の第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。